

空き家バンクに関する留意事項

(1) 市では、登録された空き家の情報公開や紹介等の連絡調整を行い、売買や賃貸借に関する交渉や契約には直接関与いたしません。交渉や契約に関するトラブルについては当事者間で解決をお願いします。トラブルを回避するためにも、売買契約の締結には宅地建物取引業者等の仲介（手数料が必要となります）を依頼することをお勧めします。

(2) 登録された空き家の情報は、物件所有者の申請・情報等に基づき作成しております。実際の状況と異なる場合もあることをご理解のうえご利用下さい。また、建築基準法等の関係法令への適合状況について市は責任を負いません。当事者の責任でご確認下さい。

(3) 市では、空き家バンクに登録された物件に対する維持管理等は行いません。空き家バンク登録後においても、空き家所有者が適切に管理して下さい。

(4) 空き家バンクの利用における個人情報の取扱いについて、自分の利益や不当な目的のために取得、収集、利用しないこと。また、滅失することのないように適正に管理して下さい。